



生活道路における法定速度の引下げについて

道路交通法施行令が改正され、令和8年9月1日から

中央線又は車両通行帯などがない生活道路における法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路

なぜ30キロ？

車両と歩行者が関わる交通事故において、車両の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に高まるため

施行後の法定速度は・・・



中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

柵などの工作物により通行が往復の方向別に分離されている一般道路

法定 **60km/h**



主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない一般道路

法定 **30km/h**

まとめ

簡単に言えば

令和8年9月1日から、

速度標識がなく中央線等がない道路の法定速度は30km/h